



【第 66 回】 2014 年 1 月 31 日 森信茂樹 [中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員]

ダボス会議で総理が法人税率引き下げを宣言 改革阻む「鉄のトライアングル」を突破せよ

安倍総理は、ダボス会議で法人税改革の実行を公約したが、実現に向けての道筋は簡単ではない。なぜなら、経済界・自民党税制調査会の本音は、全体の税率引き下げより自社の実効税率の引き下げにあり、財務省もネットの減税は避けたいので、三者の利害が一致しているからだ。これを突き破る論理と実行力が必要とされる。

■ 改革阻む鉄のトライアングル

安倍総理は、本年 1 月のダボス会議で講演し、「本年、さらなる法人税改革に着手する」との国際公約を行った。時を同じくして、経済財政諮問会議でも「現在 35% 程度の税率を 25% 程度まで引き下げることを目指し、速やかに検討すべきだ」との提言が行われ、新聞報道によると、自民党税制調査会でも法人税改革議論がスタートするという。

総理が強い意欲のもとで国際公約し、経済財政諮問会議も後押ししているにもかかわらず「法人税改革」の実現のめどは立っていない。それはなぜだろうか。

私はこれまでの連載(例えば 64 回)の中で、わが国の法人税改革ができない理由は、税率引き下げより効果のある租税特別措置(以下、租特)を好む経済界(大企業)と、租特に × をつけることがレゾンドートルの自民党税調と、

ネット減税につながる法人税率引き下げに消極的な財務省の利害が一致しており、いわばトライアングルができていたことがその原因であると述べてきた。

■ 自民党税調に出された財務省の2枚の資料

その理由を説明する2枚の図表がある。

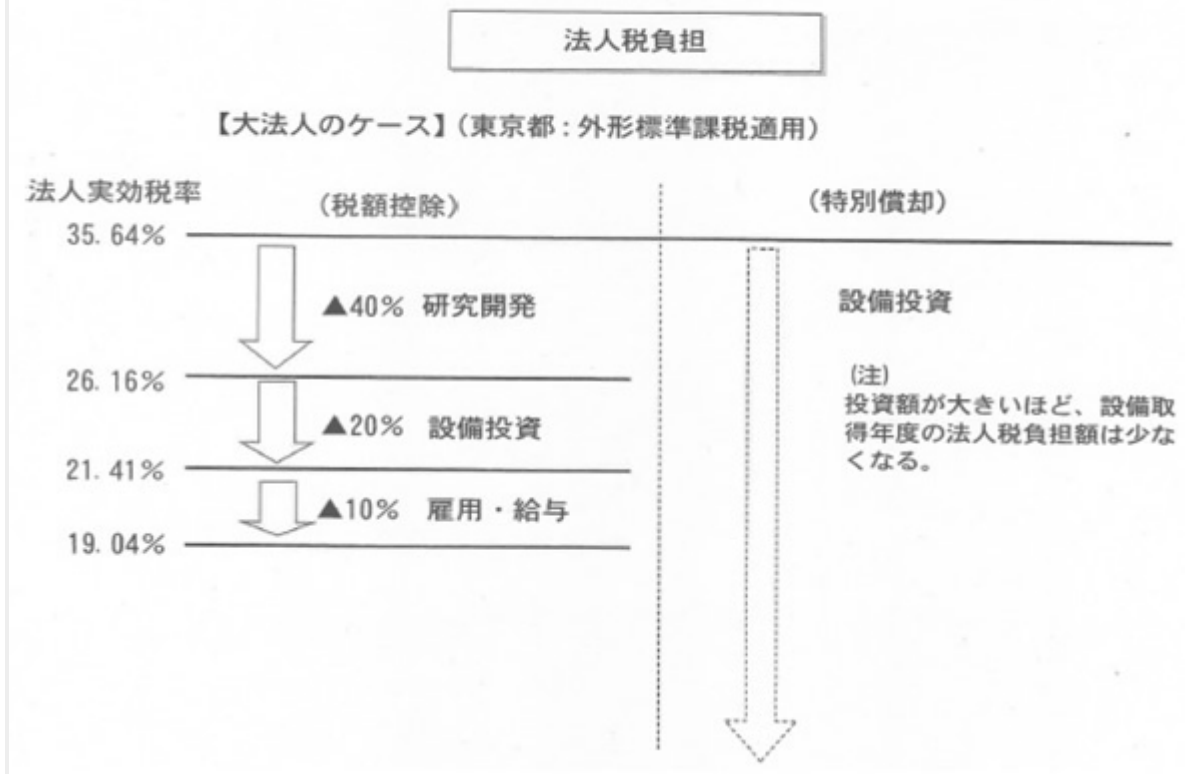
1枚目は、「法人税負担」大法人のケース、と題する図表である。これは、財務省が昨年11月6日の自民党税調勉強会に提出した資料の中の一枚である。

これを見ると、大法人は法人税率が36.64%にもかかわらず、研究開発税制を活用すれば40%の税額控除が受けられるので税率は26.16%になり、そこからさらに設備投資減税を受ければ、20%の税額控除が受けられるので、21.41%になる。さらに、雇用・給与を増加すれば、10%の税額控除が受けられるので、それを活用すれば、税率は19.04%になる、と書いてある。

また、右の欄には、特別償却と書いてあって、投資額が大きいほど、設備取得年度の法人税負担額は少なくなる、と注書きがしてある。

この表の言わんとするところは、「皆さんの要望に応じて、法人税にはさまざまな租税等区別措置が用意してあります。それを使えば、法人税の実効税率は20%以下になります(国際比較しても十分低い水準です)」ということであろう。

◆図表1 財務省の資料1

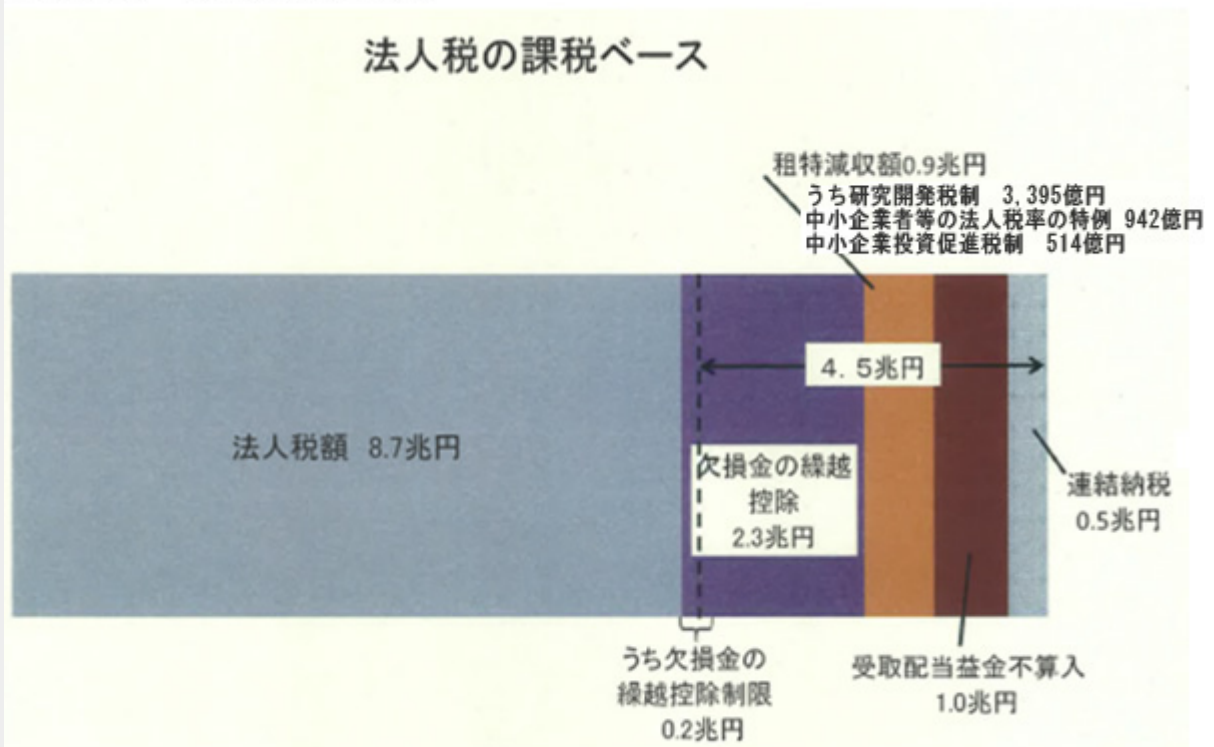


もう一枚は、「法人税の課税ベース」という資料である（図表2）。昨年暮れの議論の結果、法人税率の引き下げの検討に当たっては、財源確保の観点から、「政策減税の大幅な見直しなどによる課税ベースの拡大」が、自民党税制改正大綱に明記されている。そこで、わが国法人税において、どのような項目によりどの程度の課税ベースが浸食されているのかを試算したのが下記資料である。

欠損金の繰越控除により2.3兆円の法人税収が脱漏している。受取配当益金不算入で1兆円、研究開発減税で約3000億円、中小事業特例で約1000億程度の税収が脱漏していることも記されている。

課税ベースの拡大が必要ということの具体的な中身を暗示しているもので、「これらを縮小・廃止すれば、法人税率引き下げに必要な財源（1%当たり4000億円強）はすぐ出ますよ」というようにも読める資料である。

◆図表2 財務省の資料2



(注)数字は、各種統計による試算である。

[拡大画像表示](#)

三者どう発想を変えるべきか

この2枚の資料を合わせ読み解いてみよう。

財務省としては、「自民党税調も経済界も毎年租税特別措置の拡充を要望し、それを実現してきたではないか、法人税率引き下げというならば、これまで実現してきた租特や減価償却は、元に戻してください」ということなのだろう。どうせできないと高をくくっているのかもしれない。

そうであるなら議論のスタートは次のようであるべきだ。

経済界が本当に法人税率引き下げを望むのであれば、税率引き下げの財源として、どのような租税特別措置や減価償却などを取りやめてもいいか、自らの具体案を出す必要がある。経団連会長が代わるこの機会に、経団連案を出してはどうか。

財務省も、法人税率引き下げの必要性を認識・共有し、これまでのような消極的な対応を改め、課税ベース拡大を推し進めつつ法人税率引き下げの可能性をもっと前向きに探るべきだ。

そして自民党税調は、租税特別措置に ×をつけることが経済界に対する影響力を確保する自らのレゾナードールである、という発想をやめて、不要になった租税特別措置を抜本的に見直し、課税ベース拡大に全面協力する。

このように、三者が今の考え方を变えることによって初めて法人実効税率の引き下げが可能になる。

一見、三方一両損のようだがそうではない。

世界の経験は、法人税率引き下げが、課税ベースの拡大と成長戦略とセットで行われれば、税収を生み出す元となる所得が増えることによって、法人税収は増加するという「法人税パラドクス」が生じることを教えてくれる(第 52 回参照)。

つまり最後に必要なことは、安倍政権による、女性の活用(第 42 回参照)などを含めた成長戦略である。